

要 望 書

〔 離島振興の推進について 〕

令和 7 年 9 月

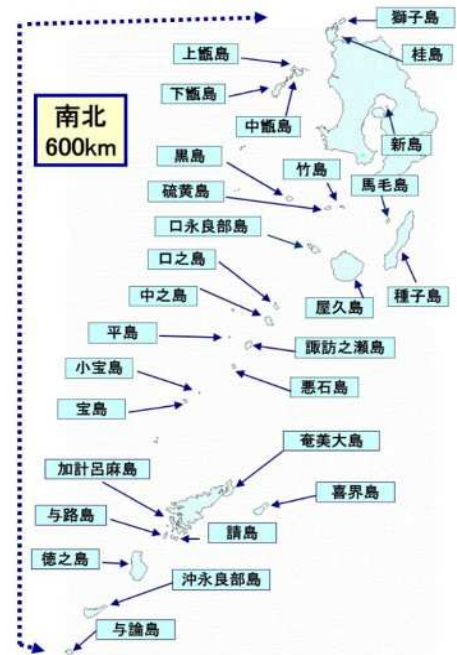
鹿児島県議会離島振興議員連盟

離島振興の推進について

本県離島の振興につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

御承知のとおり、本県は南北約600キロメートルにわたって28の有人離島が点在し、約15万人の人々が生活しております。

これまで、本県離島におきましては、離島振興法及び奄美群島振興開発特別措置法、有人国境離島法に基づき、各種施策が強力に実施されてきた結果、交通基盤の整備や産業の振興、生活環境の整備などが着実に進み、それぞれの地域の特性を生かした振興が図られつつあります。



しかしながら、依然として、離島をめぐる現状は、厳しい地理的・自然的条件下にあって、生活に必要な物資等の輸送に要する費用も他の地域に比べ高額であることのほか、急速な人口減少や著しい少子高齢化の進行による地域社会の活力の低下、産業活動の停滞など、一層厳しい状況が続いております。

つきましては、本県の離島において、住民の発意、創意・工夫に基づき、それぞれの離島の特性を生かした自立的発展に向けた取組を進めていくために、厳しい行財政状況の下ではありますが、次の事項について特段の御配慮を賜りますよう申し入れを行いますので、実現方についてよろしくお願い申し上げます。

令和7年9月

鹿児島県議会離島振興議員連盟
会 長 永 井 章 義

1 離島振興法に基づく施策の推進等

離島地域においては、離島振興法に基づき各般の施策が展開されているところであるが、厳しい自然的・社会的条件下にあって、急速な少子高齢化の進展や本土と比べ高い離島物価の問題など、依然として解決すべき多くの課題が残されている。

については、次の措置が講じられるよう強く要望する。

- (1) 離島振興開発に係る道路、港湾等の事業が確実に実施できるよう、必要な予算額の確保を図るとともに、高速安定航行が可能な船舶などに対する設備投資や遠隔医療の実施等による医療の充実など、令和4年の法改正において新たに規定された事項を含め、離島振興法に規定されている配慮事項については、そのための施策を確実に実施すること。
- (2) 離島活性化交付金については、離島の実情に応じた内容となるよう、対象事業の拡充や事業の実施期間の延長、地元負担の軽減を図るなど、更なる交付金制度の充実に取り組むとともに、必要な予算額の確保を図ること。
また、離島広域活性化事業について、必要な予算額の確保を図ること。
- (3) 地理的条件等により総体的に物価が高い離島地域(奄美を含む)においては、本土との地域格差を是正する観点から、消費税負担の軽減を検討すること。

2 奄美群島振興開発特別措置法に基づく施策の推進等

奄美群島振興開発特別措置法については、令和6年3月に改正法が可決・成立し、引き続き法に基づく各般の施策が展開されることになったが、依然として、奄美群島は、本土から遠隔の外海離島という地理的条件、台風常襲地帯であるなどの厳しい自然条件下にあり、本土との間に経済面の諸格差がいまだに存在している。

これらの諸格差を改善し、奄美群島の自立的発展を図るためには、法的枠組みの下、同群島の基礎的条件の改善や地理的及び自然的特性に応じた振興開発を図る必要がある。

については、次の措置が講じられるよう強く要望する。

- (1) 令和8年度奄美群島振興開発事業予算については、当県が策定した「奄美群島振興開発計画（令和6年度～令和10年度）」に基づく各種事業を着実に実施できるよう、必要な予算を十分に確保するとともに、これらに伴う特別交付税措置等の拡充を図ること。
- (2) 奄美群島振興交付金については、地元の実情等に沿った更なる制度の拡充や事業の実施に配慮するとともに、十分な財政措置を講じること。特に、農林水産物等輸送コスト支援に係る対象品目数の拡大や、奄美群島－沖縄間における航路・航空路運賃軽減の対象者の拡大等の制度の拡充、沖縄振興に関する諸施策の状況を参考とした国費率の嵩上げなどを図ること。併せて、これらに必要となる予算額を十分に確保すること。
- (3) 独立行政法人奄美群島振興開発基金は、一次産業従事者や信用力が弱い中小零企業者を対象に、地域に密着したきめ細かな対応ができる政策金融機関として、群島の自立的発展を図る上で必要不可欠な存在である。奄美基金においては、令和6年に改正された奄振法に基づきコンサルティング業務の追加や協調融資の融資限度額の引上げなど財務内容の改善に向けた機能強化が図られたところであるが、これらの機能強化が同基金の安定的な運営に繋がるよう、十分な支援を行うこと。

3 有人国境離島地域の保全等に係る施策の推進等

平成29年4月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」では、国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。

については、次の措置が講じられるよう強く要望する。

- (1) 有人国境離島地域が有する領海等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、活動拠点の基盤となる港湾、漁港、道路及び空港の整備に必要な予算額の確保を図ること。
- (2) 特定有人国境離島地域においては、離島航路・航空路に係る運賃の低廉化や物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充など、地域社会の維持に係る施策を確実に実施できるよう、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金に係る対象事業の拡充や地元負担の軽減を図るとともに、必要な予算額の確保を図ること。併せて、事業執行に支障が生じないように、運用面において万全の対策を講じること。
- (3) 特定有人国境離島地域の中でも、特に自然条件等が厳しい三島地域や吐噶喇列島地域については、同交付金の交付率引き上げや要件緩和、事業内容拡充など、地域の実情を踏まえた特段の配慮を行うこと。

また、多大な事業費を要する港湾整備は、小規模自治体である三島村や十島村にとって財政負担が大きく、両村の港湾整備が進まない要因の一つとなっていることから、両村が実施する港湾整備に対し財政措置の充実を図ること。

(4) 有人国境離島法は、令和 8 年度末で法期限を迎えるが、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域社会の維持は、我が国の領海等の保全を図る上で極めて重要であることから、引き続き法に基づく特別措置を実施するため、同法の延長・支援の拡充を実現すること。

また、法延長等に当たっては、有人国境離島地域の現状や直面している課題を十分踏まえるとともに、地方の意見等を反映した内容とすること。

4 地域公共交通の確保等に対する財政支援措置の拡充

安定的な住民生活や産業活動を確保するため、「地域公共交通確保維持改善事業」については、十分かつ安定的な財源を確保するとともに、予算配分に当たっては、地域における交通ネットワークの現況や離島、過疎・高齢化等の地域特性に配慮し、地域公共交通機関の確保・維持に必要な地方公共団体の財政負担に対する地方交付税措置を一層拡充すること。

については、次の措置が講じられるよう強く要望する。

ア 離島航空路線の維持充実

離島における航空路線は、地域にとって極めて重要な交通手段であり、離島住民の生活に必要な不可欠なものであるとともに、空港は、島民の移動や観光などの人的交流を支えているほか、付加価値の高い農水産物の輸送、さらには急患搬送の拠点となっており、まさに島民の生命線となっているが、航空会社においては、円安進行に伴う整備費に加え、人件費の上昇や燃油価格高騰等の増加に伴う運搬コストの上昇により、厳しい経営環境が続いていることから、路線の安定運行の確保や利便性の向上について一層の支援が求められている。

- (1) 離島航空路線をはじめ、航空機燃料税の軽減に係る特例措置を延長すること。
- (2) 種子島・徳之島～東京間の直行航空路線の開設など、離島空港と東京・大阪・福岡等との国内航空路線や離島間の航空路線の拡充を支援すること。
- (3) 国において、空港における旅客の保安検査の実施主体及び費用負担の見直しの方向性が示されているところであるが、多くの離島を有する当県においては、7つの離島空港を管理しており、住民生活の生命線である離島航空路線を今後も維持していく必要がある。

については、今後の具体的な検討に当たっては、このような地方の実情等に十分に配慮するとともに、特に、費用負担や責任の所在のあり方等を見直す際は、地方管理空港を所管する自治体の負担が増加しないよう、国において必要な措置を講ずること。

イ 離島航路の維持充実

離島航路は、安定的な運航の維持・確保が離島住民の日常生活や産業活動にとって極めて重要であるが、近年の島民人口の減少や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少した利用客が回復していない状況に加え、昨今の燃料油価格高騰の影響もあり、航路事業者の経営は依然として厳しい環境に置かれていることから、引き続き離島航路が安定的に維持・存続されるよう、一層の支援が求められている。

- (1) 「地域公共交通確保維持改善事業」における離島航路運営費等補助金の算定に当たっては、各航路の実情等に十分配慮し、航路事業者はもとより、県や市町村の負担が軽減されるよう必要な措置を講ずること。

特に、船舶の定期検査を受ける際、やむを得ず代船として貨物船などを傭船した場合においても、補助対象に含めること。

- (2) 離島航路は、離島住民の日常生活や産業活動の維持に必要不可欠であるが、ジェットフォイルやその他の船舶の更新にあたり高額な船価が課題となっていることから、ジェットフォイル更新については引き続き予算措置を講ずるとともに、その他の船舶についても円滑な船舶更新がなされるよう、船舶建造に係る支援措置を講ずること。

5 離島空港の整備推進

離島空港は、住民生活の安定および観光の振興に寄与する重要な施設であり、離島の生活・経済に不可欠な交通インフラとして、また、海上の時化による船舶欠航の場合における代替交通機関の交通インフラとして、重要な役割を果たしている。

また、日本初の世界自然遺産に登録された屋久島に位置する屋久島空港については、同じ世界自然遺産の奄美群島と地理的に近いことから、観光面での相乗効果も期待される。

しかしながら、屋久島空港の現在の滑走路長は 1,500mであり、関東方面から屋久島に来るためには、鹿児島空港を経由後、航空機又は船舶を利用する必要がある。関東方面からの直行便ができれば、屋久島への所要時間が短縮され、交流人口の更なる拡大や農水産物等の迅速な輸送による地域経済の発展も期待される。

については、次の措置が講じられるよう強く要望する。

- (1) 本土との隔絶制の高い外海離島における離島航空路線は、船舶航路と並んで島民の生命線となっていることから、航空機の安全運航を確保するため、滑走路端安全区域の整備や場周柵の更新及び照明施設の改良など離島空港施設の機能保持・向上に必要な事業費を確保するとともに、定期的に行う空港施設の点検測量や制限表面の測量調査、航空灯火設備等の精密点検に要する費用についても国の補助対象とすること。
- (2) 屋久島空港については、関東方面からのジェット機による直行便の就航に必要な滑走路長 2,000mへの整備を計画的に推進するため、必要な事業費を確保すること。
- (3) 特定利用空港となった徳之島空港について、本取組により整備促進する事業を明確にした上で、民生利用及び災害時の迅速な対応に資するインフラ整備を着実に進めること。
また、特定利用空港については、他の空港の整備に影響を生じさせないように、別枠で予算を確保するとともに、国費率の嵩上げなどにより、着実に整備を進めること。

6 離島地域における燃料等の価格高騰に対する支援

近年の不安定な海外情勢や円安の影響により、原油価格をはじめとする物価の高騰が続いており、全国的に生活や産業に大きな影響を及ぼしている。とりわけ、離島地域では、海上輸送など本土と比べて追加的な流通コストが生じるため、離島住民の生活に直結するガソリンなどの燃料価格の高騰は、離島の産業振興さらには本土と比べ所得水準の低い住民の生活に大きな影響を及ぼしており、価格是正のための施策について、一層の支援が必要である。

また、飼料等の生産資材価格の高止まりにより、畜産を中心とする離島の農業経営は厳しい状況が続いている。

については、次の措置が講じられるよう強く要望する。

- (1) 離島地域（奄美を含む）におけるガソリン等の価格は、全国的な高値水準に加え、県本土と比べ更に割高となっていることから、「離島のガソリン流通コスト対策事業」を継続・拡充するとともに、軽油など他の石油製品についても、ガソリンと同様に本土との価格差の解消に取り組むこと。
- (2) 石油製品価格の一層の引き下げのため、離島地域（奄美を含む）における、揮発油税等の恒久的な軽減措置の早期実現に取り組むこと。
- (3) 飼料等の生産資材価格の高止まりによる経営への影響緩和に向けた必要な対策を講じること。

鹿児島県議会離島振興議員連盟会員

会 長	永 井 章 義	
会長代行	禧 久 伸 一 郎	
副 会 長	ふくし山ノブスケ	
副 会 長	松 田 浩 孝	
副 会 長	鶴 蘭 真 佐 彦	
幹 事 長	寿 是 じ め	
幹 事	宇 都 恵 子	
幹 事	元 山 ひ さ や	
幹 事	たいら 行 雄	
幹 事	いわしげ 仁 子	
事務局 長	松 山 さ お り	
監 事	柴 立 鉄 平	
顧 問	松 里 保 廣	
顧 問	日 高 滋	

いぬぶし 浩 幸	本 田 しずか	
内 田 一 樹	村 野 俊 作	
平 原 志 保	橋 口 住 眞	
角 野 毅	池 畑 知 行	
しらいし 誠	森 畑 昭 男	
郷 原 拓 男	田 畑 浩 一 郎	
中 村 素 子 樹	宝 来 良 治	
伊 藤 浩 協	上 山 貞 茂	
西 村 協	おさだ 康 秀	
大久保 博 文	前 野 義 春	
瀬戸口 三 郎	柳 寺 田 子	
藤 崎 剛	吉 留 一 宏	
小 園 しげよし	外 蘭 勝 蔵	
鶴 田 志 国 治	田 之上 耕 三	